

6 行政処分について

介護保険法に定められた行為に該当する場合、行政処分が科されることがあります。

ここでは、処分事由となる主な類型と、実際に各自治体で処分された事例の一部を紹介します。

以下に挙げるもの以外にも処分事由に該当するものはあるので、法令・基準をよく確認し、適正な事業運営を心がけてください。

【行政処分の主な類型】

(1) 人員基準違反

姫路市条例や厚生労働省令に定められた人員基準を満たしていない状態が反復・継続し、必要なサービスの品質が確保されないと判断された場合に該当します。

【実際の事例】

- 常勤の管理者を配置していなかった。
- 訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上配置されていなかった。
- サービス提供時間に応じた生活相談員を配置していなかった。
- サービス提供日毎に配置すべき看護職員が配置されていなかった。
- 資格要件を満たしていない者を計画作成担当者として配置した。

(2) 運営基準違反

姫路市条例や厚生労働省令に定められた設備・運営基準を満たしていない状態が反復・継続し、適正な事業運営ができないと判断された場合に該当します。

【実際の事例】

- サービス提供記録が未作成又は事実と異なる内容で作成されていた。
- 定員超過が常態化していた。
- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成せずに給付管理をしていた。
- アセスメント、サービス担当者会議、居宅サービス計画原案の作成、利用者への居宅サービス計画の説明・交付、モニタリング等の手続きを行わないままサービス提供を行った。

(3) 人格尊重・忠実義務違反

介護保険サービス事業者は、要介護者や要支援者《要介護者等》の人格を尊重し、要介護者等の為に忠実に職務を遂行することが求められますが、それに反して虐待や要介護者等の意に反する身体拘束などの行為が行われた場合に該当します。

【実際の事例】

- 管理者、介護支援専門員及び訪問介護員が、利用者宅の玄関をひもで括り、利用者宅から出られないようにしていた。
- 介護職員が利用者に対して、しつけと称して、頭を叩く、怒鳴る、脅迫するなど、身体的・心理的虐待を行った。

(4) 不正請求

実際にサービスを提供していないのに介護報酬を請求したり、加算の要件を満たしていないのに加算を算定したり、人員欠如等で減算しなければならないのに減算せずに請求した場合など、本来受け取ることができない介護報酬を請求して受領した場合に該当します。

【実際の事例】

- 無資格者による訪問介護サービスを行い、介護報酬を請求した。
- サービス提供を行っていない訪問介護員の名前でサービス提供記録を作成し、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を請求した。
- 1人の訪問介護員が同日同時刻に別の場所にいる複数の利用者に訪問介護を提供したとして、介護報酬を請求していた。
- 看護職員の員数が基準を下回っているにもかかわらず、人員欠如による減算をすることなく介護報酬を請求した。
- 通所介護の定員超過が常態化していたにもかかわらず、定員超過による減算をすることなく介護報酬を請求した。
- 通所介護の提供時間中に医療機関の受診があったにもかかわらず、所要時間の区分変更を行わず介護報酬を請求した。
- 清拭のみにもかかわらず入浴介助加算を算定した。
- 介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40件を超えていたにもかかわらず、超えた部分について減額せずに請求していた。
- 人員欠如による減算に該当している場合は算定できない加算（栄養マネジメント加算、療養食加算、サービス提供体制強化加算）について、減算に該当しているにもかかわらず加算を算定していた。
- 計画作成担当者を配置していなかったにもかかわらず、人員欠如による減算をすることなく介護報酬を請求した。

(5) 虚偽報告等

基準違反や不正請求が疑われるときに事業者に対して報告や書類の提出を求めることがあります。その報告や書類提出を拒否したり事実と異なる説明をしたりして処分を逃れようとした場合に該当します。

【実際の事例】

- サービス提供記録の提出を拒否した。
- 既に退職して勤務実態のない訪問介護員の名前で作成されたサービス提供記録を提出した。
- 勤務実態のない職員を勤務していると答えたり、勤務しているように偽装した勤務表などを作成して提出した。
- 定員を超過しているのに、定員を守っているような記録を日常的に作成していた。

(6) 検査忌避等

基準違反や不正請求が疑われるときに事業者に対して監査を行ったり出頭を求めることがあります。その監査や出頭を拒否したり妨害したりして処分を逃れようとした場合に該当します。

【実際の事例】

- 監査に出席を求めた管理者やサービス提供責任者が出席しなかった。

(7) 虚偽申請

新規に事業所の指定を受ける際に、実際は基準を満たすことができないにもかかわらず、基準を満たすかのような嘘の書類を作成して申請した場合に該当します。

【実際の事例】

- 新規指定申請時に、雇用関係がなく勤務する予定のない者を勤務形態一覧表に記載して指定を受けた。
- 常勤の配置が要件とされている管理者について、常勤で勤務する予定のない者を管理者として申請し、指定を受けた。

(8) 法令違反

上記の他に、介護保険法やその他の法律に違反することを行っていた場合に該当します。

【実際の事例】

- 指定更新時に、既に退職している職員を雇用していると偽って申請した。
- 事業所の所在地変更の際に、実際に事業活動を行わない場所に変更する旨の虚偽の変更届を提出した。

【行政処分の内容】

行政処分の内容は、以下のように分類されます。どの処分事由に該当するかは、個別の事例ごとに、①公益侵害性、②故意性、③反復継続性、④組織性・悪質性などを考慮しながら判断されます。

類型	内容
指定取消し	介護サービス事業所としての指定を取り消され、処分日以降、当該事業所の全ての介護報酬が請求できなくなります。指定の取り消しを受けた場合、同じ法人が運営する他の介護サービス事業所についても、指定の更新ができなくなる場合があります。
全部効力停止	指定された期間について、全ての利用者の介護報酬を請求できなくなります。
一部効力停止	指定された期間について、新規の利用者の受け入れができなくなったり、介護報酬を請求できる上限が減額されたりします。
改善命令	改善勧告に従わなかった場合に、命令書で勧告内容に対応するよう命令し、その内容を公示します。
改善勧告 ※処分ではない	現在基準を満たしていない事柄について、期限を決めて文書で基準違反の内容を勧告し、違反内容に対する改善策の報告を求めます。